

○根室市水道工事分担金徴収条例

昭和50年3月5日条例第3号

(目的)

**第1条** この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第224条の規定に基づき、根室市が施行する水道施設費の一部に充てるため、受益者からの分担金の徴収について必要な事項を定めることを目的とする。

(分担金)

**第2条** 市が施設する上水道に新たに加わろうとする者(以下「水道加入者」という。)及びメーターの増径をしようとする者(以下「増径申込者」という。)は、別に定める納付書により分担金を納付しなければならない。

2 前項の規定による分担金の額はメーター1個を単位とし、水道加入者の分担金は、次に掲げる金額に消費税法(昭和63年法律第108号)に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方消費税法(昭和25年法律第226号)に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額(1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)とする。ただし、増径申込者の分担金は、新口径と旧口径との水道加入者の分担金の差額とする。

メーター口径 13mm 20,000円

20mm 30,000円

25mm 60,000円

40mm 120,000円

50mm 200,000円

75mm 300,000円

100mm 500,000円

3 前2項に定める分担金は、給水工事施行前に全額これを納付しなければならない。

(分担金の帰属)

**第3条** 前条の規定による分担金は還付しない。ただし、給水工事施行前に加入申込を取り消した場合はこの限りでない。

(分担金の減免)

**第4条** 管理者は水道加入者及び増径申込者に特別の事情があると認めるときは、分担金を減免することができる。

(委任)

**第5条** この条例の施行について必要な事項は別に定める。

**附 則**

この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

**附 則**(昭和55年3月31日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**(平成元年3月31日条例第42号)

(施行期日)

1 この条例は、平成元年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の根室市水道工事分担金徴収条例の規定に係わらず、施行日前に申込みが行われた工事に係る分担金については、なお従前の例による。

3 前項の規定に係わらず、施行日前に工事の申込みをした者が、施行日以後に設計変更(メーターの口径を増す場合に限る。)をする場合の当該工事に係る分担金の額は、改正後の条例の規定により算定した分担金の額とする。

**附 則**(平成9年3月31日条例第17号)

(施行期日)

1 この条例は、平成9年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の根室市水道工事分担金徴収条例の規定に係わらず、施行日前日に申込みが行われた工事に係る分担金については、なお従前の例による。

- 3 前項の規定に係わらず、施行日前に工事の申込みをした者が、施行日以後に設計変更（メーターの口径を増す場合に限る。）をする場合の当該工事に係る分担金の額は、改正後の条例の規定により算定した分担金の額とする。

附 則（平成26年3月20日条例第16号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。  
（経過措置）
- 2 この条例による改正後の根室市水道工事分担金徴収条例の規定に係わらず、施行日前日に申込みが行われた工事に係る分担金については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定に係わらず、施行日前に工事の申込みをした者が、施行日以後に設計変更（メーターの口径を増す場合に限る。）をする場合の当該工事に係る分担金の額は、改正後の条例の規定により算定した分担金の額とする。

附 則（平成28年12月16日条例第36号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月22日条例第15号）

この条例は、公布の日から施行する。